

事業所種別毎の結核定期健康診断対象者の区分

実施者種別毎に対応した対象者について、表中に○を入れています。

実施者種別	対象者の区分	学生又は生徒 (当年度の入学者に限る)	施設入所者		従事者	住民 ※3 65歳以上または市町村が必要と認めた者	備考
			※1 20歳以上	※2 65歳以上			
事業者	小学校				○ 教員・事務員等		
	中学校				○ "		
	病院				○ 医師・看護師・事務員等		
	診療所				○ "		
	助産所				○ "		
	介護老人保健施設				○ 施設職員等		
学校の長 兼 事業者	大学長	○			○ 教員・事務員等		
	高等学校長	○			○ "		
	高等専門学校長	○			○ "		
	専修学校長	○			○ "		
	各種学校長 ※4	○			○ "		
施設の長	刑事施設長		○				
施設の長 兼 事業者	救護施設長			○	○ 施設職員等		生活保護法 関係施設
	更生施設長			○	○ "		
	その他の施設長※5			○	○ "		
	養護老人ホーム長			○	○ "		老人福祉法 関係施設
	特別養護老人ホーム長			○	○ "		
	軽費老人ホーム長			○	○ "		
	障害者支援施設長				○	○ "	障がい者総合支援法 関係施設
婦人保護施設長					○ "	売春防止法 関係施設	
市町村長					○		

※ 1 : 当該年度中20歳に達する者及び当該年度において20歳以上である者を指す。

※ 2 : 当該年度中65歳に達する者及び当該年度において65歳以上である者を指す。

※ 3 : 以下の①及び②に掲げる者を指す。

① 当該市町村の住民のうち、当該年度中に65歳に達する者及び当該年度において65歳以上である者。

但し、法第4条第1項の規定に基づき、事業所、学校の長及び施設長が実施する定期健康診断の対象である者は除く。

② 当該市町村が、管轄区域内における結核の発生状況等の事情を勘案して、特に定期健康診断を実施する必要があると認める者。

※ 4 : 修業年限が1年未満の学校の長については除く。

※ 5 : 生活保護法に規定する「生活困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設」を指す。

<参考条文>

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の2第1項

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者(以下この章及び第十三章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下この章及び第十三章において「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の7第1項

健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断(第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第27条の5第1項

定期の健康診断の実施者(以下次項において「健康診断実施者」という。)は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

- 一 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称
- 二 実施の年月
- 三 方法別の受診者数
- 四 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数